

## 各国のトピックス

### 年金保険に予想外の余剰金

(西ドイツ)



公的年金保険ではドイツ年金保険組合協会の見積りによると、本年度は1969年に比し25%拠出収入増が見込まれるという。前年度の年金財政法の基礎とした政府の見積りでは、1969年の339億マルクが1970年は398億マルクとなる見込みが425億と27億増となったわけである。

この収入は1971年についての見込みであって、その他の年金保険収入を考察すると、協会の資料では、1970年は収支比較して36億マルクの黒字になる。前年のこの残高見積りは10.5億マルクであった。この36億マルクのうち職員年金保険の余剰は27億、労働者年金保険が9億マルクで、労働者年金保険は3.2億の減が見込まれていたもので、この新しい見積りによると、1965年以来初めて赤字を抜け出すことになる。

両方の保険について本年は収入520億、支出484億マルクで、このように順調に伸びた原因は、何といたっても賃金が平均12.4%増がしたためであろう。この他の原因として考えられるものは、労働者の疾病時賃金継続支払いによるもの2.1%、外国人労働者の増加とくに拠出測定限度が1,700マルクから1,800マ

ルクに上昇して16%から17%へ拠出基準が上がったことである。したがってこの基準を上げることは、景気対策的には必要であったにしても、年金保険財政の面からは不必要であったかもしれない。

拠出測定限度は1971年には月額1,900マルク上がる。これと共に拠出基準17%は変わらずとも、最高拠出が月額306マルクから323マルクとなって、年金保険も当然増収になる。一方1967年が不況期であった結果、1971年の年金上昇率は5.5%と過去8年間最低となる。

*Die Welt*, 10. November, 1970.

(安積鋭二 国立国会図書館)

### 児童手当の改正

(西ドイツ)



連邦議会は11月4日与野党の激しい論争の末、児童手当を1964年以来初めて上げることを決定した。

これにより第3子の手当は現在50マルクが

60マルク(月額)になるほか、第2子については、従来650マルク以内の収入の2子世帯にのみ、第2子に月25マルク支給していたのを、課税所得限度1,100マルクとし、すなわ